

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

現行 (R6.4 改定)		改定後 (R6.7 改定)	
神戸市公共建築 工事共通費積算 基準	(略)	神戸市公共建築 工事共通費積算 基準	(略)
2. 共通仮設費 の算定	<p>(4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。</p> <p>想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。</p> <p>なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p>(5) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>	2. 共通仮設費 の算定	<p>(4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、過去の類似工事の実績や個別の条件、<b>猛暑による作業不能日*</b>等を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。</p> <p>想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。</p> <p>なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p style="color: red;">※参考値：7月→1日、8月→3日、9月→1日</p> <p style="color: red;">(根拠：環境省が公表する観測地点(神戸)におけるWGBT値が31以上となった時間数を日数に換算(8で除す)したものの過去5年(2019年～2023年)の平均値)</p> <p>(5) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ 特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

<p>(6) 処分費の取扱いについて</p> <p>① 処分費は、建設発生土処分費を含む。</p> <p>② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。</p> <p>③ 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(7) リース料等の取扱いについて</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、これらの費用の共通仮設費を算定しない。</p> <p>なお、共通仮設費率は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率とする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について</p> <p>① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>②主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として①による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>③ 積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。</p>	<p>(6) 処分費の取扱いについて</p> <p>① 処分費は、建設発生土処分費を含む。</p> <p>② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。</p> <p>③ 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(7) リース料等の取扱いについて</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について</p> <p>① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>②主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>③ 積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。</p>
---	--

## 神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

<p>3. 現場管理費 の算定</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。</p> <p>想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。</p> <p>なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p>(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>	<p>3. 現場管理費 の算定</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。</p> <p>想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。</p> <p>なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p><b>このほかT(工期)には、猛暑による作業不能日数を工事発注当初の工期に含める。なお、工期中に発生した作業不能日数と著しく乖離する場合は、T(工期)の延長変更を協議することができる。</b></p> <p>(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>
-------------------------	---	-------------------------	---

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

<p>(7) 処分費の取<sup>り</sup>扱いについて</p> <p>① 処分費は建設発生土処分費を含む。</p> <p>② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。</p> <p>③ 現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(8) リース料等の取<sup>り</sup>扱いについて</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合の<sup>リース料を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。</sup></p> <p><sup>なお、現場管理費率は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。</sup></p> <p>(略)</p> <p>(11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について</p> <p>① 現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>② 主たる工事以外のいずれかの工事<sup>(昇降機設備工事を除く。)</sup>が、<sup>主たる工事と比較して軽微な工事も、原則として①による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。</sup></p> <p>③ 積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。</p>	<p>(7) 処分費の取扱いについて</p> <p>① 処分費は建設発生土処分費を含む。</p> <p>② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。</p> <p>③ 現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(8) リース料等の取扱いについて</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注場合は、<sup>処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。</sup></p> <p>(略)</p> <p>(11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について</p> <p>① 現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>② 主たる工事以外のいずれかの工事が、<sup>工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。</sup></p> <p>③ 積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。</p>
--	--

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

<p>4. 一般管理費等の算定</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 契約保証費については、工事原価に表-7による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。</p> <p>表-7 契約保証費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的補償を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 保証の方法2の具体例は以下のとおり。 神戸市契約規則第25条(1)、(2)及び(6)の規定により、契約保証金の納付を免除できる工事請負契約である場合</p> <p>注) 発注者が役務的保証を必要とする場合は、契約保証費率0.09%とする。</p> <p>(4) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>	内容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的補償を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：上記以外の場合	補正しない	<p>4. 一般管理費等の算定</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 契約保証費については、工事原価に表-7による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。</p> <p>表-7 契約保証費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 保証の方法2の具体例は以下のとおり。 神戸市契約規則第25条(1)、(2)及び(6)の規定により、契約保証金の納付を免除できる工事請負契約である場合</p> <p>注) 発注者が役務的保証を必要とする場合は、契約保証費率0.09%とする。</p> <p>(4) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>とりこわし工事</b></li> <li>・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 舗装工事</li> <li>・ さく井設備工事、等</li> </ul> <hr/> <p>※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない</p>	内容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
内容	(%)														
保証の方法1：発注者が金銭的補償を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04														
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない														
内容	(%)														
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04														
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない														

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

5. 設計変更における共通費の取り扱い	(略)	5. 設計変更における共通費の取扱い	(略)																																																																																																							
6. 合併入札工事の共通費の取扱い	(略)	6. 合併入札工事の共通費の取扱い	(略)																																																																																																							
7. 後工事の取扱い	(略)	7. 後工事の取扱い	(略)																																																																																																							
9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い	<p>(1) 共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分について共通仮設費のうち、共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分は、表－8に示す。</p> <p>表－8 共通仮設費内訳区分</p> <table border="1" data-bbox="275 927 1097 1479"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th colspan="2">共通仮設費率に含む内容</th> <th colspan="2">その他共通仮設費(積上げ)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>摘要</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">準備費</td> <td>敷地測量費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進入路整備費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>進入路の整備、補強維持管理費、復旧費</td> </tr> <tr> <td>道路占有料</td> <td>△</td> <td>申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設用地借地料</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>仮設用地を借用する場合の用地借上費</td> </tr> <tr> <td>近隣家屋調査費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量</td> </tr> <tr> <td>敷地整理費(新営)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他準備に要する費用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮</td> <td>監理事務所(敷地内)</td> <td>○</td> <td>会議室等も含む</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費(積上げ)		区分	摘要	区分	摘要	準備費	敷地測量費			○		進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費	道路占有料	△	申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる			仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量	敷地整理費(新営)	○				その他準備に要する費用	○				仮	監理事務所(敷地内)	○	会議室等も含む			<p>(1) 建築工事の発注におけるその他の取扱い</p> <p>表－8 共通仮設費内訳区分</p> <table border="1" data-bbox="1332 927 2154 1479"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th colspan="2">共通仮設費率に含む内容</th> <th colspan="2">その他共通仮設費(積上げ)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>摘要</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">準備費</td> <td>敷地測量費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進入路整備費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>進入路の整備、補強維持管理費、復旧費</td> </tr> <tr> <td>道路占有料</td> <td>△</td> <td>申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設用地借地料</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>仮設用地を借用する場合の用地借上費</td> </tr> <tr> <td>近隣家屋調査費</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量</td> </tr> <tr> <td>敷地整理費(新営)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他準備に要する費用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮</td> <td>監理事務所(敷地内)</td> <td>○</td> <td>会議室等も含む</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費(積上げ)		区分	摘要	区分	摘要	準備費	敷地測量費			○		進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費	道路占有料	△	申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる			仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量	敷地整理費(新営)	○				その他準備に要する費用	○				仮	監理事務所(敷地内)	○	会議室等も含む		
大分類	小分類			共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費(積上げ)																																																																																																				
		区分	摘要	区分	摘要																																																																																																					
準備費	敷地測量費			○																																																																																																						
	進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費																																																																																																					
	道路占有料	△	申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる																																																																																																							
	仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費																																																																																																					
	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量																																																																																																					
	敷地整理費(新営)	○																																																																																																								
	その他準備に要する費用	○																																																																																																								
仮	監理事務所(敷地内)	○	会議室等も含む																																																																																																							
大分類	小分類	共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費(積上げ)																																																																																																						
		区分	摘要	区分	摘要																																																																																																					
準備費	敷地測量費			○																																																																																																						
	進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費																																																																																																					
	道路占有料	△	申請者が市の場合は無償、外郭団体等の場合は有償となる																																																																																																							
	仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費																																																																																																					
	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量																																																																																																					
	敷地整理費(新営)	○																																																																																																								
	その他準備に要する費用	○																																																																																																								
仮	監理事務所(敷地内)	○	会議室等も含む																																																																																																							

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

	設 建 物 費	現場事務所 (敷地内)	○					
		倉庫・下小屋	○					
		作業員施設等に要する 費用	○					
		現場環境改善費			○	設計図書に図示がある場 合のみ		
	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施 設に要する費用	○					
		洗車設備 (高圧水洗等)	○					
		洗車ピット			○	設計図書に図示がある場 合のみ		
		仮囲い			○			
		工事用道・ 歩道構台			○			
		現場環境改善費			○	設計図書に図示がある場 合のみ		
	環 境 安 全 費	安全標識	○					
		消火設備等の施設の 設置	○					
		隣接物等の養生及び補償復 旧に要する費用	○					
		安全管理・合図等の 要員費			○	警備員費等 (交通誘導員)		
		台風等災害に備えた 災害防止対策に要す る費用	○	一般的なものの費用 (注3)	○	大規模なものの費用(注 4)		
	動 力 用 水 光 熱 費		○	引込費用・使用料 (新営)メータ設置費・ 使用料(改修)				
					○	本受電後の電力基本料金		
	屋 外 整 理 清 掃 費	○	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこ れ に伴う発生材処分並びに端材等の 処分に要する費用等					
	機 械 器 具 費	測量機器、 雑機械器具	○	共通的な工事用機械器具				
		揚重機械器具費			○			
		設 建 物 費	現場事務所 (敷地内)	○				
			倉庫・下小屋	○				
			作業員施設等に要する 費用	○				
現場環境改善費					○	設計図書に図示がある場 合のみ		
工 事 施 設 費		場内通信設備等の工事用施 設に要する費用	○					
		洗車設備 (高圧水洗等)	○					
		洗車ピット			○	設計図書に図示がある場 合のみ		
		仮囲い			○			
		工事用道・ 歩道構台			○			
		現場環境改善費			○	設計図書に図示がある場 合のみ		
環 境 安 全 費		安全標識	○					
		消火設備等の施設の 設置	○					
		隣接物等の養生及び補償復 旧に要する費用	○					
		安全管理・合図等の 要員費			○	警備員費等 (交通誘導員)		
		台風等災害に備えた 災害防止対策に要す る費用	○	一般的なものの費用 (注3)	○	大規模なものの費用(注 4)		
動 力 用 水 光 熱 費			○	引込費用・使用料 (新営)メータ設置費・ 使用料(改修)				
					○	本受電後の電力基本料金		
屋 外 整 理 清 掃 費		○	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこ れ に伴う発生材処分並びに端材等の 処分に要する費用等			○	除雪に要する費用	
機 械 器 具 費		測量機器、 雑機械器具	○	共通的な工事用機械器具				
		揚重機械器具費			○			

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

情報システム費				○	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費	○			
	レディーミクストコンクリートの単位水量試験費	○			
	特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費	○			
	コンクリートの塩分試験費	○			
	骨材試験費	○	通常の骨材試験費は率に含む。但し第三者機関で行う骨材試験費は積上げとする。		
	工事標示板等	○			
	上記のいずれの項目にも属	○			
	完成予想図			○	
	VOC濃度測定費			○	
	石綿粉じん濃度測定			○	
	分析による石綿含有建材の調査			○	
	六価クロム溶出試験			○	
	PCB含有ソーリング材の判定試験費			○	
	路床土の支持力比(CBR)試験			○	
	現場CBR試験			○	
	上記に類する各種試験費			○	
	その他上記のいずれの項目にも属さないもの			○	
	情報システム費				○
試験費等	公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費	○			
	レディーミクストコンクリートの単位水量試験費	○			
	特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費	○			
	コンクリートの塩分試験費	○			
	骨材試験費	○	通常の骨材試験費は率に含む。但し第三者機関で行う骨材試験費は積上げとする。		
	工事標示板等	○			
	上記のいずれの項目にも属	○			
	完成予想図			○	
	VOC濃度測定費			○	
	石綿粉じん濃度測定			○	
	分析による石綿含有建材の調査			○	
	六価クロム溶出試験			○	
	PCB含有ソーリング材の判定試験費			○	
	路床土の支持力比(CBR)試験			○	
	現場CBR試験			○	
	放射線透過試験			○	
	PCB含有調査			○	
	テレビ電波障害調査(事前・中間・事後)			○	
迷走電流測定調査			○		
上記に類する各種試験費			○		
その他上記のいずれの項目にも属さないもの			○		
石綿含有建材の調査費			○	予備調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有	



神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

	<p>注1) その他共通仮設費（積上げ部分）の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。</p> <p>注2) 現場環境改善事業のうち、作業員施設の付帯設備（冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類）、環境美化のための設備（フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類）は共通仮設費率に含まれる。</p> <p>注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用</li> <li>・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用</li> </ul> <p>注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p> <p>(2) 揚重機械器具費について</p> <p>揚重機械器具費は、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上げにより算定する。</p> <p>躯体揚重機械について、地下躯体は移動式揚重機を原則とし、地上躯体は建物高さ及び敷地の広さにより、表-9に示す考え方を基本とする。これにより難しい場合は、施工条件等に鑑み、別途定めることができる。</p> <p>仕上用揚重機械について、建物階数が4階以上の場合は定置型の二本構りフト（建築面積1,000㎡ごとに1台設置を目安とする）とし、3階以下及び地下階は移動式揚重機械とする。</p>		<table border="1" data-bbox="1332 169 2159 220"> <tr> <td data-bbox="1332 169 1615 220"></td> <td data-bbox="1615 169 1659 220"></td> <td data-bbox="1659 169 1879 220"></td> <td data-bbox="1879 169 2159 220">無を設計図書へ明示しない場合は計上する</td> </tr> </table> <p>注1) その他共通仮設費（積上げ部分）の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。</p> <p>注2) 現場環境改善事業のうち、作業員施設の付帯設備（冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類）、環境美化のための設備（フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類）は共通仮設費率に含まれる。</p> <p>注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用</li> <li>・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用</li> </ul> <p>注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p> <p>(2) 揚重機械器具費について</p> <p>揚重機械器具費は、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上げにより算定する。また、「建築積算のための仮設計画」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）も参照すること。</p>				無を設計図書へ明示しない場合は計上する
			無を設計図書へ明示しない場合は計上する				

表－9 揚重機械選定の基本的な考え方

施工条件		揚重機械
建物高さ	敷地の広さ	
60m 以上	－	定置式揚重機械
60m 未満	広い（揚重機の進入・設置が可能）	移動式揚重機械
	狭い（揚重機の進入・設置が難しい）	定置式揚重機械

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

・ 躯体揚重機械

鉄筋コンクリート造の躯体揚重機械の機種を選定及び存置日数は、下記による。鉄筋コンクリート造以外の構造の場合は、「建築積算のための仮設計画標準」（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参照する。なお、定置式揚重機械の機種は施工条件等により選定する。

i) 機種を選定

クレーン作業幅と吊上げ荷重から、「参考資料」により移動式揚重機械の機種を選定する。ただし、ブーム長さの範囲の機種とする。

\* クレーン作業幅の算出 作業幅 (m) = 建物高さ (m) × 0.58 + 5.0m

\* ブーム長さの算出 ブーム長さ (m) = 作業幅 (m) / 0.58 × 1.16

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表9－1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

（共通事項）

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
4. N = 階数
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が250 m<sup>2</sup>未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

ii) 存置日数

移動式揚重機械の存置日数は、下記計算式により求め、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

$$\text{地下階} : Y = (8.0 \times B \times A / 750) + 1.0 \times m$$

$$\text{地上階} : Y = \{ (8.0 \times n + 5.0) \times A / 750 + (3.0 \times PH) \} + 1.0 \times n$$

Y : 移動式揚重機械の存置日数(日)

B : 地下階数係数(地下1階:1.5、地下2階:2.5、地下3階:3.5)

m : 地下階数

A : 建築面積(建築面積は基準階面積とする。なお建築面積500㎡未満の場合は500㎡とする。)

PH : 塔屋階数×塔屋面積係数(1階あたりの面積100㎡未満:1.00、100~300㎡未満:1.33、300~500㎡未満:1.70)

n : 地上階数(PH階数を除く)

・仕上揚重機械

機種を選定及び存置日数は、下記による。

i) 機種を選定

移動式揚重機械の機種は、躯体揚重機械と同様の選定方法とし、二本構リフトの機種は、施工条件等により選定する。

9. 表9-1~5の存置日数には階層等に要する日数を含む。

表9-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
1	25t	13.6×A+5.2	
2	25t	18.0×A+10.0	
3	25t	22.4×A+14.8	
4	25t	26.8×A+19.6	
5	25t	31.2×A+24.4	

表9-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
B1	25t	9.5×A	

表9-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	25t	4	5	6	

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

ii) 存置日数

存置日数は下記計算式により求め、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

二本構リフト（ロングスパン）

$$Y = \{ (18.0 \times n + 48) \times \text{建築面積補正係数} \} \times \text{休日等係数}$$

Y : 仕上揚重機械の存置日数（日）

n : 地下階数-2

建築面積補正係数（ただし、建築面積は基準階面積とする）

建築面積（㎡）	300	450	750	1,000	1,500	2,000	3,000
補正係数	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.20	1.30

休日等係数：4週4休：1.25、4週6休：1.35、4週8休：1.50

移動式揚重機械

$$Y = (4.0 \times n \times A / 750) + 1.0 \times n$$

Y : 仕上揚重機械の存置日数（日）

n : 地上及び地下階数

A : 建築面積（建築面積は基準階面積とする）

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等による。なお、比較的敷地に余裕があり、屋内階段・EV等の使用が可能な場合は、人力による垂直運搬を標準とするが、屋上防水改修工事は移動式揚重機械を1棟あたり荷揚げ及び荷下ろし各1日計上することを標準とする。

表9-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16t	2.3×A	
2	16t	5.4×A	
3	16t	8.5×A	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台

表9-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16t	6.4×A	

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等による。なお、比較的敷地に余裕があり、屋内階段・EV等の使用が可能な場合は、人力による垂直運搬を標準とするが、屋上防水改修工事は移動式揚重機械を1棟あたり荷揚げ及び荷下ろし各1日計上することを標準とする。

神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

(3) 鉄骨工事における共通費の補正について

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とし、原則として共通仮設費率に1.0を乗じて共通仮設費を、現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。

(4) 監理事務所を設けない場合の補正について

建築工事において、表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times L_0$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）  
 注1. 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。  
 注2. 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK<sub>r</sub>に乘じる。

既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、低減は行わない。

また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

監理事務所の通常の備品等の費用は、共通仮設費率に含み、設計図書に当該工事固有の事情により指定された備品等は別途加算する。

(5) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事の共通仮設費の区分は、とりこわし工事（新営建築工事の率を採用）とする。

(3) 監理事務所を設けない場合の補正について

建築工事において、表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times L_0$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）  
 注1. 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。  
 注2. 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK<sub>r</sub>に乘じる。

既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、低減は行わない。

また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

監理事務所の通常の備品等の費用は、共通仮設費率に含み、設計図書に当該工事固有の事情により指定された備品等は別途加算する。

(4) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は、新営建築工事に含めて算定する。

## 神戸市公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

赤字は変更箇所を示す。

<p>(6) 大規模工事等の取り扱いについて 工事規模が大きい等の理由により、共通費の算定が当基準によりがたいと判断される場合は、所管課長の判断により別途定めることができるものとする。</p> <p>(7) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合</p> <p>① 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定することができる。</p> <p>② 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とすることができる。</p> <p>③ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。</p> <p>④ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>(5) 大規模工事等の取り扱いについて 工事規模が大きい等の理由により、共通費の算定が当基準によりがたいと判断される場合は、所管課長の判断により別途定めることができるものとする。</p> <p>(6) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合</p> <p>① 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定することができる。</p> <p>② 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とすることができる。</p> <p>③ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。</p> <p>④ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和6年7月1日から適用する。</p>
--	--